

基幹技能者の有効活用等に関する都道府県への要望 - Q & A (想定問答集)

< 質問項目一覧 >

基幹技能者に関する一般的な質問

- Q 1 . 基幹技能者と職長との違いは何か？
- Q 2 . 基幹技能者制度推進協議会とはどのような団体（組織）か？
- Q 3 . (登録) 基幹技能者の職種は？
- Q 4 . 登録基幹技能者と基幹技能者の違いは何か？
- Q 5 . 基幹技能者であるか否かは、どのように調べれば良いか？

要望内容に関する質問

- Q 6 . 基幹技能者を配置することによりどのような効果があるのか？
- Q 7 . 基幹技能者の配置義務や総合評価入札方式での評価について、他県の実績はどうか？
- Q 8 . 我が県にはどのくらいの登録基幹技能者（基幹技能者）がいるのか？
我が県の基幹技能者数の状況では、現場への配置義務化は困難ではないか？
- Q 9 . 協議会の要望活動は全国 47 都道府県に実施するのか？
協議会の要望活動で、今回、我が県が選ばれた理由は？

基幹技能者に関する一般的な質問

質問	回答	資料の参照先
Q1. 基幹技能者と職長との違いは何か？	<p>工種により多少の違いがありますが、どの工種でも、技能者は「見習い」から始まり、経験を積んで「職長」に進みます。職長の中でも「上級職長」といわれる方が基幹技能者に該当し、次のような役割が出来るのが通常の職長との大きな違いです。</p> <p>(元請等へ)現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整</p> <p>ただし、基幹技能者として認定されるには、基幹技能者を運営する専門工事業団体が実施する講習会を受講し、試験に合格する必要があります。 その講習を受講するにも実務経験 10 年以上、職長経験が 3 年以上といった経験年数が必要となる他、工種により決められた資格(技能士や施工管理検定等)が求められます。</p>	資料 P2 (2)基幹技能者の役割
Q2. 基幹技能者制度推進協議会とはどのような団体(組織)か？	<p>基幹技能者制度を運営している専門工事業団体を主体とし、総合工事業者、学識経験者及び行政担当者も参画する平成 18 年 7 月に設立された組織です。 基幹技能者の育成や能力の担保並びに広報周知等の活動を実施しています。</p>	資料 P3 図表-1 図表-2
Q3. (登録)基幹技能者の職種は？	<p>平成 21 年 11 月末現在、25 工種が認定されています。 そのうち、23 工種で、15,086 名の登録基幹技能者が認定されています。 (平成 21 年 9 月末現在)</p>	資料 P3 資料 P4 図表-1 図表-3

Q4. 登録基幹技能者と基幹技能者の違いは何か？	平成 20 年 1 月に建設業法施行規則が改正され、従来の民間資格であった基幹技能者は、新たに「登録基幹技能者制度」として位置付けられました。 同年 4 月以降に国土交通大臣に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象とされています。	資料 P2 (4)登録基幹技能者制度について
Q5. 基幹技能者であるか否かは、どのように調べれば良いか？	建設業振興基金が運営するホームページから調べる事が出来ます。具体的には、基金の「ヨイケンセツドットコム」のサイトから「基幹技能者データベース」を選択しますと、各工種別に登録基幹技能者の名簿が選択できます。基幹技能者が所属する会社名や都道府県名等の検索が可能となっていますが、有資格者の掲載が遅れている団体もあります。	資料 P27 (4)基幹技能者データベース

要望内容に関する質問

質問	回答	資料の参照先
Q6. 基幹技能者を配置することによりどのような効果があるのか？	<p>推進協議会では、基幹技能者の役割を次のように考えています。</p> <p>(元請等へ)現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整</p> <p>なお、基幹技能者の有資格者となるには、必要とされる技能士等の資格を有し、10年以上の実務経験等が求められます。このような知識や経験に基づいて、施工方法等の適格な提案等により品質の向上、工期の短縮等が期待されます。</p>	資料 P2 (2)基幹技能者の役割
Q7. 基幹技能者の配置義務や総合評価入札方式での評価について、他県の実績はどうか	長崎県における県の格付や総合評価方式での加点や、福井県中小企業育成策、中部地整、北海道開発局、UR 都市機構においても総合評価方式にて加点措置を行うなどの評価が行われています。また、近畿地整についても来年度試行的実施が予定されています。	資料 P6～P7 3. 公共発注者の基幹技能者活用の事例等

<p>Q8. 我が県にはどのくらいの基幹技能者がいるのか？</p> <p>又は 我が県の基幹技能者数の状況では、現場への配置義務化は困難ではないか？</p>	<p>都道府県別の登録基幹技能者数は、資料 P8～9 を、基幹技能者数については P10～11 を参照してください。(注:資料改訂後ページ再チェック)</p> <p>現在、推進協議会では、各工種別にどのくらいの基幹技能者が必要であるか分析し、その目標育成数を短期(～H24年度末)、中期(～H26年度末)、長期(～H31年度末)別に算定しています。また、その算定の際には、地域の偏在性を解消すべく目標育成数の計画をしたいと考えています。</p> <p>なお、長崎県において、基幹技能者を総合評価方式の加点対象としたことにより、長崎県内の事業者の基幹技能者取得の意欲が高まる等の現象が見受けられました。貴県等の公共発注者が同様の取組をしていただけると、基幹技能者の有資格数も一挙に挙がる可能性があると思われます。</p>	<p>資料 P8～P11</p>
<p>Q9. 協議会の要望活動は全国 47 都道府県に実施するのか？</p> <p>又は 協議会の要望活動で、今回、我が県が選ばれた理由は？</p>	<p>平成 21 年 12 月の基幹技能者制度推進協議会(分科会)において各都道府県への要望活動を決定し、各登録団体から参加者を募り、一定規模の参加者が集まった都道府県から活動を実施しており、今年度は北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県の 8 都道府県に対して要望活動を実施しています。</p> <p>来年度以降についても、(長崎県を除く)残りの箇所について実施する予定です。</p>	